

ハローワークにおけるオンライン求人申込時の対面手続廃止について

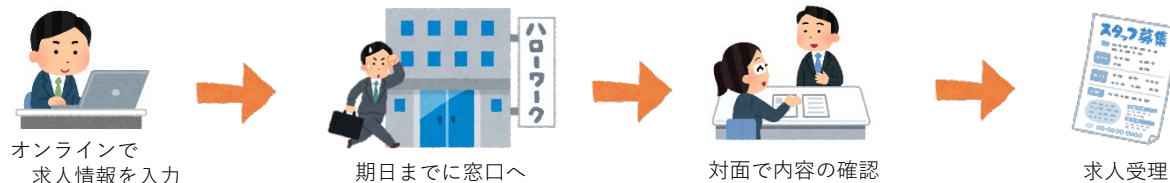
1 要望

企業が**ハローワークに求人申込をする際**、オンラインで手続しても、最終的に窓口での対面手続が求められる。対面を不要として、**オンラインで手続が完結できるようにして欲しい**。

厚生労働省に確認

2 確認結果

- ①現在は、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、来所しなくても手続可能としている。
→ HP 上のお知らせ欄に記載。オンライン手続の案内に書いてないので、分かりにくい。
- ②通常は、初めてオンラインで求人を申し込む場合や、過去1年間申し込んでいない場合等は、オンラインで求人情報入力後、**14日以内にハローワーク窓口**に赴き**内容確認**を受ける必要。



→ **窓口に行くのではオンラインのメリットがない。内容確認は電話、メールでできないか？**
コロナ対応の特例で窓口訪問を不要としているなら、その取扱を恒久化できないか？

対応を要請

3 厚生労働省の対応

- ・コロナ対応の特例は、HPのオンライン手続案内の箇所にも記載（6月1日措置済）
 - ・オンラインで求人を申込をする場合、**原則として来所不要とする（7月中にハローワークに通知予定）**
- ※過去に求職者から苦情があった事業主からの求人など、個別に必要な場合のみ対面とする。